

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①対象者の資格確認(サービス検索・電子申請機能での受領を含む。) ②支払管理の確認 ③現況届受付の確認(サービス検索・電子申請機能での受領を含む。) ④統計処理の確認 ⑤マイナポータルお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ⑥手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表81、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山口市総務課 岐阜県山口市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山口市総務課 岐阜県山口市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」により示された留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じ、利用できる事務へのアクセス権限を担当のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスとなるため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理等を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①対象者の資格確認(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ②支払管理の確認 ③現況届受付の確認(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ④統計処理の確認 ⑤マイナポータルお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	
平成29年6月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年6月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番74、75	番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠): 項番26、30、87 (別表第二における情報照会の根拠): 項番74、75	事後	
平成29年6月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 江口弘幸	福祉課長 桐山 藤夫	事後	
平成29年6月1日	II-1. 対象人員	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II-2. 取扱者数	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉課	子育て支援課	事後	
平成30年7月9日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 桐山 藤夫	子育て支援課長 安川英明	事後	
平成30年7月9日	II ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	II ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	子育て支援課長 安川英明	子育て支援課長	事後	
令和1年6月18日	II ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	II ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	II ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月8日	II ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	II ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年12月28日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務②事務の概要	(略) ①対象者の資格確認(サービス検索・電子申請 機能での受領を含む) ②支払管理の確認 ③現況届受付の確認(サービス検索・電子申請 機能での受領を含む) ④統計処理の確認 ⑤マイナポータルお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、 情報提供 ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(略) ①対象者の資格確認(サービス検索・電子申請 機能での受領を含む) ②支払管理の確認 ③現況届受付の確認(サービス検索・電子申請 機能での受領を含む) ④統計処理の確認 ⑤マイナポータルお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二 に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、 情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ⑥手当の支給に当たり、申請者から受取口座と して事前に登録した公金受取口座を利用する旨 の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用 した情報連携により当該口座情報を取得す	事後	情報ファイルの追加による
令和4年12月28日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番56	番号法第9条第1項、別表第一項番56、101	事後	情報ファイルの追加による
令和4年12月28日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携②法 令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 項番26、 30、87 (別表第二における情報照会の根拠): 項番74、 75	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 項番26、 30、87 (別表第二における情報照会の根拠): 項番74、 75、121	事後	情報ファイルの追加による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番56、101	番号法第9条第1項、別表81の項、135の項	事後	
令和6年12月1日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 項番26、30、87 (別表第二における情報照会の根拠): 項番74、75、121	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107、160の項	事後	
令和6年12月1日	Ⅳ. 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和6年12月1日	Ⅳ. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	